

占有物件			占有料			
			単位	金額(円)		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年		1,100		
	第2種電柱			1,700		
	第3種電柱			2,300		
	第1種電話柱			970		
	第2種電話柱			1,600		
	第3種電話柱			2,200		
	その他の柱類			75		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年		10		
	地下電線その他地下に設ける線類			5		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年		730		
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年		500		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		1,500		
	郵便差出箱及び信書便差出箱			630		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年		1,400		
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年		1,500		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年		50	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				75	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				100	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの				200	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの				500	
	外径が1メートル以上のもの				1,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日		14	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月		140	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)		一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		140
			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		1,400
	標識		1本につき1年		1,200	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日		14
		その他のもの		1本につき1月		140
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日		14
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		140
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月		1,400
		その他のもの				680
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年		820
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月		140	